

「藤沢市子ども・若者共育計画」について

1 計画の概要

- ・こども基本法に基づき、こども大綱や都道府県こども計画を勘案し、こども施策について定めた計画
- ・「～法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。」（こども基本法第10条第5項抜粋）→市町村が定める計画のうち、子どもに関わる様々な計画を一本化することができる

計画のイメージ



2 子ども・子育て会議との関連



(1) 所掌事務として

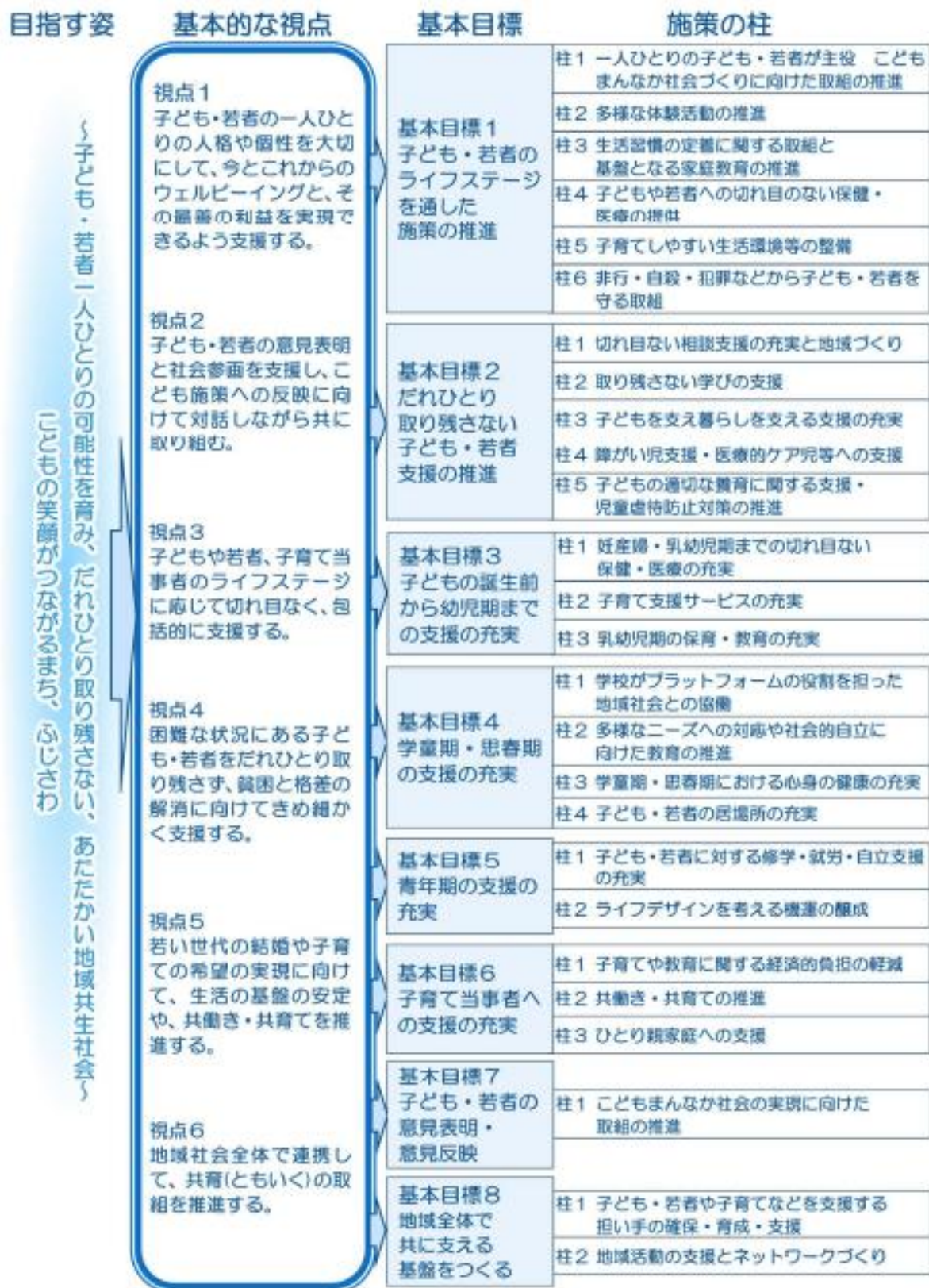
こども基本法第10条第2項の規定により市が定めるこども計画に関し調査審議すること。（子ども・子育て会議条例抜粋）

- ア 計画の策定・変更に係る調査審議
- イ 第4章及び第5章の事業実績報告

(2) 第4章及び第5章について

- ア 第4章 施策の展開
- イ 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第4章 施策の展開（計画の体系図）



（「藤沢市子ども・若者共育計画」 P 7 9）

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育施設の利用定員確保目標

区分	利用できる主な施設	学齢	令和11年度(2029年度)	
			ニーズ量	定員目標
保育施設	認定こども園（保育利用）、認可保育所、地域型保育事業	0歳児	574	845
		1歳児	1,497	1,545
		2歳児	1,635	1,790
	認定こども園（保育利用）、認可保育所	3～5歳児	4,912	5,255
教育施設	認定こども園（教育利用）、幼稚園	3～5歳児	3,557	6,711

(2) 主な地域子ども・子育て支援事業の事業量目標

本市における事業名	事業の概要	令和11年度(2029年度)	
		ニーズ量	事業量目標
利用者支援事業	保育コンシェルジュやこども家庭センターによる相談・情報提供する事業	5か所	5か所
放課後児童クラブ	保護者の就労等の理由により、児童に放課後等の居場所・生活の場を提供する事業	4,863人	4,881人
ショートステイ事業	事情があり、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に短期間、子どもを預かる事業	528人日	1,606人日
子育て支援センター事業・つどいの広場事業	地域の身近な場所での乳幼児や保護者の相互交流、子育て相談、情報提供などを行う事業	97,877人日	38か所
幼稚園が実施する預かり保育事業	幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間を延長して幼児の預かりを行う事業	169,260人日	169,260人日
幼稚園以外が実施する一時預かり事業	認可保育所、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイで実施する一時預かり	34,016人日	55,938人日
病児・病後児保育事業	乳幼児が病気等で集団保育が困難な場合に、保育施設や医療機関で一時的に預かる事業	3,960人日	7,017人日
妊婦健康診査	妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業	34,000人回	産科医療機関にて実施
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整えるために家事・子育て等の支援を実施	500人	500人
親子関係形成支援事業	児童との関わり方等に悩む保護者に対し、状況に応じた情報提供、相談、助言を実施	20人日	25人日
妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時や妊娠中の面談、ハローベビィ訪問等、妊娠期からの切れ目のない相談を実施	5,616回	5,616回
こども誰でも通園制度	保護者の就労要件を問わずに、月一定時間まで時間単位で保育施設を利用できる制度	33,150人日	33,528人日
産後ケア事業	産後1年未満の産婦とその子どもを対象に、心身のケアや授乳相談などを行う事業	2,945人日	3,095人日

（「藤沢市子ども・若者共育計画」概要版 P13）

以 上